下関市設計業務委託等技術検査基準（建築関係）

（目的）

1. この基準は、下関市設計業務委託等技術検査実施要綱第５条

第２項の規定に基づき、下関市が発注する建設工事に係る設計業務委託（以下「業務委託」という。）について行う建築関係に係る技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し、必要な事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（技術検査の内容）

1. 技術検査は、業務委託の成果品を対象として、契約図書に基

づき、業務委託の遂行に必要となる基礎的な項目（以下「基礎項目」という。）及び創意工夫に関する項目（以下「創意工夫項目」という。）ついて、別表に掲げる事項に留意して、適否の判断を行うものとする。ただし創意工夫の余地が小さい業務については、創意工夫項目は考慮しない。

（基礎項目に関する検査）

第３条　基礎項目に関する検査は、下記の評価分類に区分して検査を行う。

　（１）業務の実施能力

　　　業務の実施能力の検査は、業務実施体制、管理技術者及び主任

担当技術者の能力について、当該業務委託に関する工程管理、取組姿勢等に関する記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

　（２）業務の実施状況

　　　業務の実施状況の検査は、履行中の説明資料、調整及び説明、

対応の迅速化及び与条件の理解、業務への反映について、打ち合

わせ協議、途中成果物の内容等に関する記録と、契約図書とを対

比して行うものとする。

　（３）業務目的の達成度

　　　業務目的の達成度の検査は、業務目的の達成度及び課題への対応に関する記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

（創意工夫項目に関する検査）

1. 創意工夫項目に関する検査は、下記の評価分類に区分して検

査を行う。

　（１）業務の実施状況

　　　業務の実施状況の検査は、調整及び説明、対応の迅速性及び提

案力、業務執行技術力について、設計提案等の説明や専門的な知

識等の記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

　（２）業務目的の達成度の検査

　　　業務目的の達成度の検査は、課題への対応に関する記録と、契

約図書を対比して行うものとする。

（修補の指示）

第５条　成果について、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補の指示をするものとする。

附　則

この基準は、平成２８年４月１日から適用する

別表（第２条関係）

技術検査の項目（建築関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 評価分類 | 評　価　項　目 |
| 基礎項目 | 業務の実施能力 | 業務実施体制 |
|  |  | 管理技術者の能力（業務全体に関する評価） |
|  | 主任担当技術者の能力（担当分野に関する評価） |
| 業務の実施状況 | 業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価 |
|  | 調整及び説明、対応の迅速性 |
|  | 与条件の理解、業務への反映（設計提案） |
| 業務目的の達成度 | 業務目的の達成度、課題への対応 |
| 創意工夫  項目 | 業務の実施状況 | 調整及び説明、対応の迅速性 |
|  | 提案力、業務執行技術力 |
| 業務目的の達成度 | 課題への対応 |